

地域指定年度	昭和48年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し 年度	昭和61年度
	平成 8年度
	平成30年度
	令和 年度

鎌倉農業振興地域整備計画書(案)

令和 年 月

神奈川県鎌倉市

(裏白)

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	（1）土地利用の方向	1
	ア 土地利用の構想.....	1
	イ 農用地区域の設定方針.....	3
	（2）農業上の土地利用の方向	4
	ア 農用地等の利用の方針.....	4
	イ 用途区分の構想.....	4
	ウ 特別な用途区分の構想.....	4
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	5
4	他事業との関連	5
第3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	6
	（1）農地の適切な保管理	6
	（2）意欲ある農業経営を営む者への利用集積.....	6
	（3）有害鳥獣対策の推進.....	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	6
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	7
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	7
	（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
	（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に促進を図るための方策.....	10
	（1）認定農業者・認定新規就農者の育成対策	10
	（2）農用地の流動化対策・集団化対策.....	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
第5	農業近代化施設の整備計画	11
1	農業近代化施設の整備の方向	11
2	農業近代化施設整備計画.....	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	12
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	12
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	12
3	農業を担うべき者のための支援活動.....	12
4	森林の整備その他林業振興との関連.....	12
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	13
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	13
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	13
3	農業従事者就業促進施設.....	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第8	生活環境施設の整備計画.....	14
1	生活環境施設の整備の目標	14
2	生活環境施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	14
第9	附図.....	14

別記 農用地利用計画	14
(1) 農用地区域	
ア 現況農用地等に係る農用地区域	
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2) 用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

鎌倉農業振興地域（以下「本地域」という。）は、藤沢市や横浜市に隣接し、国道1号線の東側に位置する本市の北部丘陵地帯で、農業経営の発展に適した唯一の農業振興地域です。

本地域は、日当たりが良く、肥沃な土地に恵まれ、野菜を中心とした露地・施設栽培が行われている都市近郊農業地帯です。

地域の南北には県道312号（田谷藤沢）、東西には県道402号（阿久和鎌倉）が横断しているほか、地域の地下を通過する横浜湘南道路の整備が進められています。

(イ) 自然条件

本地域の地形は、おおむね丘陵地で、農地では多種多様な野菜が栽培されています。気候は年間を通じ温暖で、気候に恵まれた環境です。

(ウ) 総人口と農家人口・販売農家数

本市の令和2年（国勢調査）における総人口は、172,710人、世帯数は75,722世帯となっています。平成22年と比較すると総人口は約1,600人減少しています。少子・高齢化を背景とした人口減少は、本市としても避けられない状況であり、令和12年（2030年）には約163,401人となる見通しとなっています。

販売農家の世帯員数である農家人口は292人で総人口の0.2%、また、販売農家数も62戸であり、世帯数に占める割合は0.1%とわずかです。

(エ) 土地利用の方向性

農業振興地域に指定されている本地域の面積は、115haで、このうち農用地が56.4ha、農業用施設用地が0.1ha、山林原野が15.1ha、その他住宅地や道路などが43.4haとなっています。（令和5年12月31日現在）

農業振興地域で農用地区域に指定された面積は、令和5年12月末現在46.9haであり、農業振興地域の40.8%となります。

本地域では、年間を通して多種多様な野菜が生産され、鎌倉の野菜は「鎌倉やさい」としてブランド化され、鎌倉市農協連即売所を始め、各農業者による大小様々な直売所やスーパー・小売店等で販売されており、生産地と消費地が近接した典型的な都市農業として営まれてきました。

しかし、少子高齢化などにより、本市の農家数は減少傾向にあり、令和2年には123戸（2020年農林業センサス）で、平成22年（2010年）と比べると29戸減少しています。

令和5年7月に改訂した「鎌倉市農業振興ビジョン」では、本市の農業が着実に次世代に引き継いでいける持続可能な農業経営を目指すため、基本目標を『本市農業の安定的な継続』としています。

こうした状況を踏まえ、本地域の現況農用地と農業用施設用地を合わせた面積56.4haについては、他用途への利用はできるだけ抑制し、国の施策等を勘案しながら、農用地区域を中心として生産基盤の整備、地域計画に基づく担い手の確保や農地の集積化・集約化を推進しつつ、施設野菜・露地野菜を中心として、農業の近代化、生産性の向上を推進するなど、農業経営の安定的な継続を図るものとします。

また、遊休農地の発生防止と解消対策、農産物の高付加価値化、農業体験を通じた市民の理解促進、環境と共存する農業を推進します。

農業振興地域内の用途区分は次表のようになります。

< 農業振興地域内用途別土地利用の構想 >

(単位 : ha、%)

区分	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R5年)	56.4	49.0	0.1	0.1	15.1 (0.0)	13.1 0	43.4	37.7	115.0	100.0
目標 (R15年)	55.4	48.2	0.1	0.1	15.1 (0.0)	13.1 0	44.4	38.6	115.0	100.0
増減	▲ 1.0		0.0		0.0		1.0		0.0	

資料：令和5年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（令和5年12月31日現在）

注1：混牧林地はない。

注2：見通しの推計方法

- ・農用地：農用地は、農地転用許可面積として、平成24年～令和3年の年平均の転用面積（0.1ha）を見込んだ。（10年分1.0ha）
- ・農業用施設用地については、一部増加する見込みであるが、規模が小さく、ha単位の表示上では増減なしとなる。
- ・森林・原野は増減を見込まない
- ・その他：農業振興地域面積から、農用地、農業用施設用地、森林・原野を差し引いて算出した。

注3：面積は㎡単位で集計したものをhaで表記しているため、合計が総計と一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 56.4haのうち、今後10年間の地域特性を生かした農業の振興や各種土地利用計画等との整合性を勘案し、a～cに該当する農用地約47.1haについて、農用地区域を設定する方針です。

a 2ha以上の集団的に存在する農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業は除く）施行に係る区域内にある土地

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、上記cの土地であっても、次に掲げるものは農用地区域には含めない。

(a) 農用地等以外の用途に供することについて具体的な転用計画等がある土地

(b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと思われる土地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針です。

該当する農業用施設用地 約0.1ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域は、ゆるやかな丘陵地に畑作地帯を形成しており、区画整理や農道の整備、畑地かんがい施設等の農業生産基盤の整備を行うことにより、生産性の向上と農業経営の近代化を図ることができる地域です。

今後とも、地域計画に基づき農地の集積化・集約化を促進し、将来にわたって優良な畑作地帯として、農地の適切な利用を促進するものとします。

目標年次は10年後である令和16年とします。当該年次における農用地区域内用途別面積は次のとおりとします。

農用地区域の用途面積

単位：ha

地区名	農地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
関谷・城廻地区	47.08	47.08	0.0	0.05	0.05	0.0	47.13	47.13	0.0
計	47.08	47.08	0.0	0.05	0.05	0.0	47.13	47.13	0.0

注1：現況は農用地区域指定地番と土地課税台帳の地番(R6.1.1)を突合し、農用地区域指定地番の現況地積を集計した。将来の農地の面積は、現状を維持する見込みである。

注2：農業用施設用地面積については、基礎調査の結果、204㎡にR7.9軽微変更の131.66㎡及び今回の定期見直しによる用途指定予定の165.6㎡を加えて、501.26㎡として算定した。

注3：採草放牧地、混牧林地は該当がないため記載していない。

注4：面積は㎡単位で集計したものをhaで表記しているため、合計が総計と一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

農用地区域の用途区分については、丘陵地である土地条件や農業生産基盤の整備の可能性を考慮し、生産性の向上を主眼としつつ、概ね農地としての用途区分を行います。

関谷・城廻地区の丘陵地帯上部の農地は、ほとんどが畑として利用されており、軟弱野菜の生産を促進します。

また、丘陵地下部の農地は、施設園芸の拠点であり、今後とも施設園芸の近代化、生産性の向上を促進します。

さらに「地域計画」に基づき、市農業委員会、農地中間管理機構の指定を受けている神奈川県農業会議、さがみ農業協同組合と連携・協力し、担い手への農地の集積・集約化を進め、農地利用の最適化に努めます。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農業生産基盤については、主に農道の整備を中心に進めてきましたが、不整形な区画のままであり、農道網も利便性に欠く状況です。

また、必要なかんがい施設もなく、農業用水の確保に不便をきたしていることから、生産性の向上が阻害されています。

そのため、農道及び用排水施設の整備を中心として、畑地帯の区画整理を検討してきたところです。令和6年度のアンケート調査では回答農家の45.5%が区画整理を「希望する」としていますが、「わからない」との回答も36.4%あったことから、区画整理の効果を周知しつつ、地権者の負担を考慮して事業の具体化を図ります。

特に、露地野菜、施設作物等の経営展開の違いによって必要な経営面積が異なることにも配慮し、“鎌倉やさい”の拠点として、農業用排水施設や農道及び区画の整理など必要な基盤の整備を推進します。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
区画整理	区画整理、農道整備等	関谷地区	46.5ha	①	
畑地かんがい施設整備	かんがい施設整備	関谷地区	56.4ha	②	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

鎌倉市総合計画、鎌倉市農業振興ビジョンとの整合に努めます。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市は、首都圏の良好な住宅地域として発展を遂げるとともに、日当たりがよく、一年を通して温暖で、肥沃な土地にも恵まれた環境において、露地野菜・施設野菜を中心とした都市農業地帯としても発展を遂げてきました。

しかし、都市化の進展による農地の細分化や農業従事者の高齢化等により、遊休農地が増加してきました。そのため、平成17年度には、「鎌倉市遊休農地解消対策協議会」を設置し、農業従事者の高齢化等により発生した遊休農地の解消活動を行っています。

また、企業とも連携し、「鎌倉市遊休農地解消対策実践協定」を締結し、企業の社会貢献活動の一環として遊休農地の復元活動を行っています。

こうした、活動を通して遊休化した農地の営農再開や農地の利用集積化にも一定の成果をあげており、今後も遊休農地の復元活動に努めるとともに、農用地等の保全を図ります。

さらに、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を定めたところであり、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化等を推進し、農用地等の適正な活用を図ります。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農地の適切な保安全管理

地域計画に基づき、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を推進して、農地の適切な利用管理と遊休農地の発生防止に努めます。また、農業委員会による農地の利用状況調査により、管理不十分な農地の実態を把握しつつ、「鎌倉市遊休農地解消対策協議会」を通して遊休農地解消の取組を強化します。

(2) 意欲ある農業経営を営む者への利用集積

「かながわ農業サポーター制度」や「新規就農者育成総合対策」などを活用し、市内外からの新規就農を支援します。また、「かながわ農業アカデミー」に関する情報提供を進め、担い手の育成を図ります。さらに、意欲ある担い手等への農地の利用集積・集約化を図るため、農地中間管理事業等の活用を促進します。

(3) 農福連携の検討

農業者と福祉団体などが連携して、遊休農地等を活用し、障がい者の農業分野での就労の可能性を検討します。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するとともに、これら経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

具体的な経営の指標は、令和5年度に変更した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1個経営体当たり550～750万円程度、主たる従事者1人当たり450～650万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現するものとします。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従事者1人あたり200万円程度を目標とします。

そのため、就農希望者に対して、農地については、市や農業委員会、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、神奈川県農業技術センター、かながわ農業アカデミー、さがみ農業協同組合が重点的な指導を行うなど、関係機関が連携して地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営体の指標を作成し、農業経営基盤の確立に努めます。

また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指し、効率的かつ安定的な農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を55%とします。

<営農類型別目標>

営農類型別の目標は次のとおりとします。

(個別経営体：農業経営の指標の例)

営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標 (ha)
① 施設トマト ＋ 施設きゅうり ＋ 露地野菜	<経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 0.6 ha 計 0.75ha	<作付面積等> 促成トマト 0.15ha 抑制きゅうり 0.15ha 小計 0.3ha かんしょ 0.1ha ばれいしょ 0.1ha さといも 0.1ha だいこん 0.1ha なす 0.1ha はくさい 0.1ha ほうれんそう 0.1ha ねぎ 0.1ha レタス 0.1ha ブロッコリー 0.1ha その他 0.2ha 小計 1.2ha	21	—
② 施設トマト ＋ 施設きゅうり	<経営面積> 施設用地 0.3ha 畑 0.3 ha 計 0.6ha	<作付面積等> 促成トマト 0.3ha 抑制きゅうり 0.3ha 小計 0.6ha かんしょ 0.05ha さといも 0.05ha だいこん 0.05ha なす 0.05ha ほうれんそう 0.05ha ピーマン 0.05ha とうもろこし 0.05ha にんじん 0.05ha 小計 0.4ha	2	—

営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標 (ha)
③ 露地野菜	<経営面積> 畑 0.6 ha	<作付面積等> レタス 0.05ha きゅうり 0.05ha トマト 0.05ha かんしょ 0.05ha ばれいしょ 0.05ha さといも 0.05ha だいこん 0.05ha なす 0.05ha はくさい 0.05ha ほうれんそう 0.05ha ねぎ 0.1ha ピーマン 0.05ha にんじん 0.05ha かぶ 0.05ha かぼちゃ 0.05ha えだまめ 0.05ha こまつな 0.05ha キャベツ 0.05ha ブロッコリー 0.05ha その他 0.2ha 小計 1.2ha	22	—
④ 温室鉢物	<経営面積> 施設用地 0.5ha	<作付面積等> 鉢物 0.4ha シクラメン 0.4ha カーネーション 0.4ha さくらそう 0.4ha ベゴニア 0.4ha その他 0.4ha 小計 2.0ha	1	—
⑤ 観賞用樹 (露地栽培)	<経営面積> 畑 0.6 ha	<作付面積等> さつき等 0.6ha 苗木 0.2ha 養生木 0.3ha 仕立 0.1ha	6	—
⑥ 樹園地 + 生産加工 (酒類製造)	<経営面積> 樹園地 0.5 ha	<作付面積等> 醸造用ブドウ 0.5ha	3	—

資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(R5.9)。ただし、経営体数は地域計画(R7.3)より算定。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地の形態は、少量多品目の露地野菜、施設野菜、施設花きなどを中心とした営農類型であり、経営面積は決して大きくはないが、鎌倉ブランドとして地元消費者や、飲食店、観光客に販売されています。

農地は、利用集積が進んできていますが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが見込まれ、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。

そのため、農地等に関する相談会の開催や農地の貸し借りに関する情報の提供、就農希望者の受け入れの支援の仕組み（青年等就農計画認定事務取扱要項）の充実等により担い手の育成に努めます。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に促進を図るための方策

(1) 地域農業を担う者の確保、育成及び支援

農業者や就農希望者に対し、認定農業者や認定新規就農者（以下、認定農業者等とする）制度の情報、対象となる国等の助成制度の情報提供を行います。また、認定新規就農者から認定農業者へと繋がる仕組みの構築を目指します。

さらに、法人農業経営体の参入や個人経営からの法人化、円滑な事業継承、雇用就農者等の多様な経営に対応するための総合的な支援体制の整備に努めます。

特に、神奈川県農業技術センター、かながわ農業アカデミー等の関係機関と連携・協力して、研修や営農指導等、営農に関するサポートを実施します。

なお、認定新規就農者へは、国の制度を活用し、経営開始資金等の交付を実施します。

(2) 農用地の流動化対策・集団化対策

市広報等により農地中間管理事業（農地バンク制度）の情報発信を積極的に行い、農業委員会と連携し、農地の利用実態を把握するとともに、農地の出し手に関する情報の収集に努めます。また、認定農業者等の担い手が求める農地情報を把握し、地域の話し合いによる地域計画に基づき、農地の流動化・集団化を促進します。

(3) 地力の維持増進対策

市のリサイクル事業を活用して製造した堆肥を利用した土づくりを推進し、地力の維持増進及び環境への負荷が少ない持続性の高い農業を促進します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域は首都圏に位置した都市農業地帯で、生鮮野菜の供給はもとより、都市環境保全のための緑の供給地としての必要性も大きく期待されます。

このような諸情勢に対応し、都市型農業を確立していくことを目標に営農体制を整備していくこととなりますが、本地域の農業経営体はそれぞれの生産技術により、様々な品目・品種の農作物を生産しており、各経営体が自立的な農業経営を行っています。

そのため、具体的な農業施設を整備していくことは難しく、近代化施設の計画は設けないこととし、認定農業者等に対し、設備に対する助成制度の情報提供を積極的に行い、個々の農業者の実情に即した国等の助成制度実施を検討します。

なお、新規参入者をはじめ、女性や定年後就農者、高齢者など多様な担い手が共同利用できるものについて、関係者の意向を踏まえて整備を検討します。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農地面積は少なく、また農業従事者の絶対数が少ないため、市単独で新規就農者を確保するための取り組みや、新規就農者を確保するための農作業体験施設や就農支援施設を持つことは、効率が上がらないことが想定されます。

このため、新規就農者の確保・支援については、国及び県の事業の活用により取り組んでいくこととします。なお、農業を担うべき者の育成・確保施設については、かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター等の関係機関と連携し、各関係機関の既存施設を最大限に活用することとします。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター、農業委員会、さがみ農業協同組合と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容など就農前後のフォローアップ状況を確認しながら、当該青年等の営農状況等を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができるよう取り組みます。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和2年の農林業センサスでは、本市の農業経営体は66経営体で、うち65経営体は個人経営体であり、うち主業経営体は13経営体で、個人経営体の2割です。残り8割は準主業及び副業経営体となっています。

準主業、副業経営体は、農業以外からも収入を得ていると思われます。本市は大都市圏近郊に位置し、市内外に大企業、中小事業所も有り、雇用機会には比較的恵まれています。

農業従事者の就業状態も、パート・アルバイトはわずかであり、安定兼業となっています。よって、特に施策を講ずる必要がないと判断されるので、特に目標は設定しないこととします。

単位：人

区分	従業地別						合計		
	市内			市外			男	女	計
	男	女	計	男	女	計			
自営農業のみ	36	28	64	5	1	6	41	29	70
	51.4%	40.0%	91.4%	7.1%	1.4%	8.6%	58.6%	41.4%	100.0%
自営兼業	16	5	21	4	2	6	20	7	27
	59.3%	18.5%	77.8%	14.8%	7.4%	22.2%	74.1%	25.9%	100.0%
恒常的勤務 (会社員等)	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%
日雇い又はパート・アルバイト	0	1	1	2	1	3	2	2	4
	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	25.0%	75.0%	50.0%	50.0%	100.0%
合計	54	34	88	11	6	17	65	40	105
	51.4%	32.4%	83.8%	10.5%	5.7%	16.2%	61.9%	38.1%	100.0%

注：満15歳以上の世帯員のうち、この1年間に農業に従事したことのある方
資料：令和6年度農家意向調査結果

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市及び通勤圏内には就業希望者を吸収できる多くの企業があり、就業の場は恵まれています。そのため、特に農業従事者のための安定的な就業を促進する方策は定めません。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

都市化の進展にともない兼業化、高齢化、混在化が進み、生活様式意識の多様化がみられ、集落機能の低下は否めません。しかし、地域の連帯意識は随所にみられ、本地域においては伝統的な行事・祭りが継承されています。

また、公園や広場等についても近隣に点在しており、生活環境は比較的良好に保たれています。このため、今後は公共施設再編整備計画に沿った整備に努めることとします。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

1 土地利用計画図	(附図1号)	
2 農業生産基盤整備開発計画図	(附図2号)	
3 農用地等保全整備計画図	(附図3号)	該当なし
4 農業近代化施設整備開発計画図	(附図4号)	該当なし
5 農業就業者・育成確保施設整備計画図	(附図5号)	該当なし
6 生活環境施設整備計画図	(附図6号)	該当なし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野に係る農用地区域

(2) 用途区分

- ア 農地
- イ 農業用施設用地